

みどりづくりの輪活動支援事業助成要綱

(目的)

第1条

この助成は、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下協会）が「緑の募金」の寄付金により、市民団体等が協同して行う森林、里地・里山の整備や、市街地の緑化等の活動に助成し、良好な森林、里地・里山、市街地の緑化の整備・保全の促進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条

大阪府内において市民参加により実施される次の活動とする。

(1) 森林や里山・里地において植林、植栽、育林などの手入れ作業、それらに付随する作業（地ごしらえなど）を行う活動

(2) 市街地における緑化活動

(3) 野生生物の生息空間に配慮した学校等における緑化、及びこれに配慮した森林や里地・里山の保全活動（以下ビオトープ活動）

2 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は、助成の対象としないものとする。

(1) 個人住宅など公開性のない場所での活動

(2) 同一場所・内容でこの助成による事業が完了してから2年以上経過していない活動

(3) その他「緑の募金」による助成事業としてふさわしくない活動

(助成団体)

第3条

この事業により助成を受けることのできる団体は、大阪府内に所在し、財政基盤が脆弱で助成を受けなければ事業の実施が困難な次の団体とする。

(1) 森林の保全、市街地の緑化の促進を目的とする団体

(2) 自治会、PTA、青少年活動団体

(3) その他、協会が適当と認める団体

(助成金)

第4条

この事業による助成金の上限は、1年度、1団体につき20万円とする。

(助成内容)

第5条

助成の対象となる経費は、次の各号に該当する経費とする。

- (1) 事業の実施に必要な器具、苗木、種苗、支柱、土壌改良材、ビオトープ資材などの購入費、車両などの賃借費
- (2) 事業実施に必要な知識学習のための講師謝礼(一人あたり1万円を上限とし、その合計が助成額の2割を超えない範囲とする)
- (3) 活動に関する学習テキスト、パンフレット、チラシの印刷製本費

2 次の各号に該当する経費は助成の対象としない。

- (1) 人件費、事業所並びに土地の賃料など団体の経常的運営経費
- (2) 他の団体、個人に対する寄付金、義援金等
- (3) 飲食に係る経費
- (4) チェーンソー、草刈機など動力を用いた刃物機械類の購入費
- (5) 資材保管庫の単独の購入費
- (6) ビオトープ池のポンプの取り替えなど機械器具の取り替えを主とする活動
- (7) その他、協会が不相当と判断した経費

(事業実施期間)

第6条

事業実施期間は、事業採択の通知日から当該年度の3月末日までとする。

(申請書類)

第7条

助成を受けようとする団体は、次のとおり申請書を作成し、別途定める期日までに会長あて提出する。

- (1) みどりづくりの輪活動支援事業申請書(様式第1号)
- (2) 申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- ①収支予算書（様式第2号）
- ②申請団体の概要書（様式第3号）
- ③活動地の位置図、計画平面図、現況写真等
- ④その他、協会が求めた資料

（審査及び決定）

第8条

協会は、申請書をもとに審査会を開き、事業の採否ならびに助成額を決定し、その旨を申請団体に通知する（様式第4号、第5号）

（実績報告書）

第9条

申請団体は、事業の完了日から30日以内または翌年度の4月10日までに、次の書類を協会長あて提出しなければならない。

- （1）みどりづくりの輪活動支援事業実績報告書、及び収支清算書（様式第6号、第7号）
- （2）実績報告書には、次に掲げる書類を添付する。
 - ①事業実施・完了状況写真
 - ②購入品等の領収書またはそのコピー（日付、内容が明記されているもの。レシートも可能とする）
 - ③事業実施にあたって作成または配布した資料等

（助成金の交付）

第10条

助成金は、活動が完了し、実績報告書の内容を審査した後、確定した助成額に基づき団体に交付する。（様式第8号）

2 資金力のない団体からの請求について協会は、事業の円滑な実施を確保するため、交付決定額の二分の一を限度として、概算払いにより交付することが出来る。また事業完了後には、全額を概算払いすることができる。この場合、当該の領収書またはそのコピーを後日協会あて提出するものとする。（様式第9号、第10号）

(活動計画の変更)

第 11 条

採択決定後、事業計画を中止あるいは変更するときは、協会と事前に協議することとする。

2 経費の配分の変更(申請書支出計画の助成項目ごとの合計額)が交付決定額の 20% を超えるときは、次に掲げる書類を提出し、協会と協議する。

(1) 事業計画変更協議書(様式第 11 号)

(2) 変更経費内訳書(様式第 12 号)

(助成金の交付取消し)

第 12 条

申請団体は、申請した事業計画を誠実に履行するものとする。

2 虚偽の申請又はこの要綱に違反する事実があった場合、協会は助成金の全部または一部を取り消す。当該取消しについて、既に助成金が交付されているときは、協会は期限を定めて当該助成金の全部または一部の返還を申請団体に対して求め、申請団体はこれに応じなければならない。

3 申請団体の都合により、事業の全部または一部を中止する場合も、前号と同様とする。

(その他)

第 13 号

申請団体は、当該事業が「緑の募金」の助成により実施されていることを、広報するものとする。

附 則 この規定は平成 12 年 7 月 1 日から施行する。
この規定は平成 14 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は平成 15 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は平成 16 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は平成 16 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
この要綱は平成 18 年 11 月 15 日から施行する。
この要綱は平成 19 年 2 月 27 日から施行する。
この要綱は平成 24 年 6 月 15 日から施行する。
この要綱は平成 27 年 7 月 21 日から施行する。